

柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会（第4回）会議録

1. 開催日時 令和5年12月7日（木）午後6時00分から午後7時01分
2. 開催場所 柳泉園組合管理棟3階大会議室
3. 会議次第
 - (1) 施設使用料の検討結果について
 - (2) 減額・免除の取り扱いについて
 - (3) その他料金区分の検討について
 - (4) その他

【1. 施設使用料の検討結果について】

<資料1 施設使用料の検討結果について>

事務局 野球場及び室内プールは、計算後の使用料と現行の使用料に乖離がないため、据え置きとする。

テニスコートは、計算後の使用料と現行使用料に乖離が生じているため、休日料金400円を500円に、平日料金250円を350円に見直す。

トレーニング室は、計算後の使用料と現行の使用料に乖離が生じているが近隣団体と比較して設備が充実していない点を考慮し、据え置きとする。

多目的室1、多目的室2及び和室については、計算後の使用料と現行の使用料に乖離が生じているが、計算後の使用料が近隣団体の平均を上回っているため、近隣団体との均衡を考慮し、据え置きとする。

多目的室3は、計算後の使用料と現行の使用料に乖離が生じており、計算後の使用料が近隣団体の平均を下回っているため、1時間500円を600円に見直す。

浴場施設は、計算後の使用料と現行の使用料に乖離が生じているが、委員からは使用料の設定にあたり、設置の経緯や利用実態を考慮する必要があるとの意見が出た。設置の経緯として、迷惑施設のイメージを払しょくするため設置された還元施設である点や、利用実態として、高齢者の利用が多く安全に入浴できる施設として利用され、日常生活の一部となっており、地域コミュニティの場になっている点などを鑑みると、当組合の浴場施設は公衆浴場の役割と類似していると言える。以上のことを踏まえ、浴場施設の使用料

は東京都が設定している公衆浴場入浴料金統制額と同額に改定することとする。見直し後の使用料については、大人1回分の料金を500円から520円とする。

なお、現在の公衆浴場入浴料金統制額による子ども料金は200円であり、現在の当組合の小人使用料と同額であるため料金の変更は行わない。

また、野球場、テニスコート、トレーニング室及び室内プールを利用した方の浴場1時間券については、利用促進のため料金を据え置きとする。

<質問・意見等>

委員 浴場施設使用料について、1月券の料金はどのような基準により設定されているのか。

事務局 1月に20回利用する想定で算出している。今回の使用料の見直しにおいても、1回につき520円を20回分として、1月券の金額を10,400円としている。

委員 1月に20回利用する想定は、多すぎるということは考えられないか。

事務局 回数の多い・少ないについては利用する方の利用頻度にもよるため、一概には申し上げられないが、当組合の浴場施設は日常的に利用されている方も多く、20回という回数は適正であると判断している。

委員 今回は、浴場施設使用料を東京都の公衆浴場入浴料金統制額と同額に改定するということであるが、東京都の公衆浴場入浴料金統制額はこのところ毎年価格改定が実施されていることから、近々また改定があることも予想される。今後の価格改定に備え、条例や規則等を公衆浴場入浴料金統制額に柔軟に合わせられるように改正をすることは可能なのか。

事務局 公衆浴場入浴料金統制額の改定に合わせて、条例改正を毎回行う必要がある。

【2. 減額・免除の取り扱いについて】

<資料2 減額・免除の取り扱いについて>

事務局 現在実施している減額・免除は3種類あり、1つ目は室内プール及び浴場施設における障害者・介護者の使用料の5割の減額、2つ目は室内プールに

における夏期期間の小人使用料の5割の減額、3つ目はその他管理者が認める場合の一部又は全額の免除である。

減額・免除における今後の方針であるが、関係市のスポーツ施設と当組合の厚生施設は設置目的が異なっていることから、関係市と同様の減額・免除規定を設けるのは当組合の厚生施設の設置目的にそぐわないと考えられる。

また、減額・免除による減収分は、関係市民の税金によってまかなわれることから、適用については慎重を期さなければならない。

今後も引き続き適用する減額・免除の規定として、1点目は室内プール及び浴場施設における障害者・介護者に対する5割の減額、2点目は室内プールにおける夏期期間の小人使用料の5割の減額、3点目は室内プールの貸し切りにおける65歳以上の高齢者又は障害者に対する5割の減額、4点目はその他管理者が認める免除で、この4点は維持したいと考えている。

また、減額後の端数処理について、現在は100円未満を切り捨てしているが、使用料の改正後は、「減額後の使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額」とする。この改正の理由は、10円単位の金額を切り捨てると、本来の減額後の使用料と乖離が生じてしまうためである。

なお関係市においても、10円未満の端数は切り捨てることとなっている。

新たに整備が必要な規定としては、現在、条例上で全額免除の措置が取られていないことから、「関係市、組合及び組合の公の施設の指定管理者が主催する事業で利用するときは、使用料を免除することができる」という規定を追加したいと考えている。現行の規定では「関係市が主催して使用する場合は5割の額を減額できる」としては、当組合の歳入の多くは関係市の負担金によってまかなわれている点や、施設の利用率の向上及び関係市との協力を図る目的として、全額免除に改正したいと考えている。

なお、関係市の条例においても、市が主催する事業においては免除の対象としている。

また、削除を検討する規定として、「関係市又は関係市の施設を管理運営している指定管理者が主催して使用するときは、使用料の5割の額を免除することができる」という規定については、過去に関係市の指定管理者が主催して厚生施設を利用した実績はないため、事務局としては削除する方向で提

案する。

委員一同 <事務局案のとおり承認>

【3. その他料金区分の検討について】

<資料3 その他料金区分の検討について（休日・市内外）>

事務局 平日料金と休日料金の区分について、委員からテニスコート及び野球場における使用料を区分せず一律にしても良いのではないかという意見があったことから、近隣自治体の屋外施設の料金区分について調査した。

調査の結果、近隣自治体においてテニスコートの料金区分を設定している団体はなかった。当組合テニスコートの令和4年度利用実績は平日1日平均17.9回、休日1日平均17.2回と、実態としては概ね曜日に関係なく利用されている。

野球場については、中学生以下が使用する場合を除き清瀬市のみ休日料金を設定している。当組合野球場の令和4年度利用実績においても、平日1日平均0.8回、休日1日平均3.3回と、休日に需要があることが分かる。

事務局案としては、案①テニスコートの料金区分なし、野球場の料金区分あり、案②テニスコート、野球場ともに料金区分あり、案③テニスコート、野球場ともに料金区分なしの3つの選択肢を提案する。なお、案①又は③により料金区分を撤廃する場合は、平日料金を休日料金に統一することを提案する。

次に関係市民等以外の利用者の取り扱いについてであるが、テニスコート、野球場及び会議室の利用においては、公共施設予約システムにより関係市民等が優先的に予約できるシステムを導入している。しかし、使用料金については関係市民等とその他市民で区分をしていない。

関係市である清瀬市、東久留米市及び西東京市は当組合に負担金を支払っている。また、東村山市は、組合敷地が隣接しており、旧清掃工場を設置していた経緯から、組合周辺の自治会で構成する柳泉園組合周辺自治会協議会を設けている。

利用者満足度調査の回答では、「柳泉園組合が提供するサービスの恩恵は

関係市民等が優先して受けるべきであり、関係市民等を優遇すべき」という趣旨の意見が寄せられている。このように負担の公平性及び関係市民等優遇の観点から、関係市民等ではない方が施設を利用する際は割増料金を設定する必要性も考えられるため、近隣自治体のスポーツ施設の取り扱いについて調査した結果、全ての団体において割増料金を設定していることが分かった。

当組合厚生施設では、現在、関係市民等とそれ以外の利用区分の割増設定がないため、割増料金設定における事務局案として、案①1.5倍、案②2倍、案③現行のとおり割増なしの3つの選択肢を提案する。

次に、割増を採用した場合における対象自治体について、事務局案としては、案①多摩北部都市広域行政圏（清瀬市、東久留米市、西東京市、東村山市及び小平市）以外の方を割増、案②関係市及び東村山市以外の方を割増、案③現行のとおり割増なしとする3つの選択肢を提案する。

最後に、割増の対象とする施設の事務局案として、案①全施設が対象、案②貸切使用の野球場、テニスコート及び会議室が対象、案③全施設を割増せず現行のとおりとする3つの選択肢を提案する。これらの選択肢について、委員の皆様のご意見をいただきたい。

また、当日配布資料について説明すると、テニスコートの令和4年度の市別利用者の実績は、関係市等の利用者85.1%に対し、その他の市民の利用者は14.9%で、施設の稼働率は98.9%となっている。

この実績を鑑みると、市域以外の利用者に使用料の割増を設定した場合、市外からの利用者が減少することも考えられる。関係市民においては、優先的な予約申し込みができるため、利用手続きにおける支障は少ないと考えている。

次に野球場の令和4年度の市別利用者の実績は、関係市等の利用団体85.5%に対し、その他の市民の利用団体は14.5%で、施設の稼働率は36.4%となっている。関係市民においては優先的な予約申し込みができることから、施設の利用における関係市民の支障は少ないと考えている。

会議室の令和4年度の市別利用者の実績は、関係市等の利用者が61.8%に対し、その他の市民の利用者は38.2%で、施設の稼働率は20.8%となっている。会議室の予約においては、関係市民による優先的な申し

込みは行っていないが、市域以外の方の利用により支障は生じていない状況である。

<質問・意見等>

委員 テニスコートについて、現在稼働率が100%に近い状態であることを鑑みると、平日の方が安価のため平日に利用する方が多いとも考えられる。

その状況の中で平日・休日の使用料を統一してしまうと、休日に利用が集中し、実際に使用したい人が使用できなくなる可能性もあるため、現行どおり、平日と休日の料金区分を設けたままの方がよいと考える。

委員 テニスコートを実際に使用したことがあるが、最近では「安いから平日に利用する」という方は少ないと感じている。テニスコートの利用者の年齢層が高いことも踏まえると、曜日に関係なく、自身の都合に合わせて利用している方が多いように思われるため、平日・休日といった区分は関係ないのではないかと考えている。他団体では曜日による区分を設けていないということも、区分が必要ないことを表していると思う。

委員 他団体ではテニスコートの使用料における平日・休日の区分を設けておらず、料金区分を設けているのは主に民間が経営するテニスコートである。また、他団体においても当組合と同様に稼働率が高い状況などがあり、これらの点を踏まえると、曜日で料金を区分する必要はないと考える。

反対に野球場については稼働率が低いことから、現行のとおり平日を安価に設定したままの方が、一定の利用率が保てるのではないかと思う。

以上のことから、案①の「テニスコートの料金区分なし、野球場の料金区分あり」とするのが合理的であると考えます。

委員 組合の主催で、テニス大会や、野球場における交流戦のようなものは行っていないのか。

事務局 テニスコートにおいては、利用者が独自に行っているものはあるかもしれないが、当組合が主催して行っている大会等はない。

委員 人件費や物件費等は施設の運営にどうしても必要な費用であることから、一定の収入を確保するためには利用者を増加させることが有効であり、なおかつ使用料の値上げを抑えることもできるのではないかと思う。大会や講習

会等を主催することで、多くの方に野球場等の施設を知っていただくことが、利用者の増加に繋がると考える。

事務局 当組合としても指定管理者のモニタリング等を通じて、民間活力を利用した新たなイベントの企画など、利用促進策に努めている。

委員長 ここまでの意見を総括すると、平日・休日の料金区分については「案①テニスコートの料金区分なし、野球場の料金区分あり」を採用することでよろしいか。

委員一同 <異議なし>

委員長 では、平日・休日の料金区分については「案①テニスコートの料金区分なし、野球場の料金区分あり」とする。

委員 割増料金設定について、稼働率が高いテニスコートは、関係市民等が優先して予約できる仕組みとなっており、野球場と会議室については稼働率そのものが低い状態となっている。このことから、稼働率の低い施設については、割増料金を設定することで利用者が減ってしまうリスクがあると感じる。そのため、案③の「割増なし」が適切であると考えます。

委員 テニスコートについては特に人気が高いことから、優先予約の仕組みがある関係市民等でも、利用したくてもできない人がいるのが現状であるため、居住市による一定の差を設ける必要があると感じる。逆に、個人利用する浴場施設等については差を設ける必要は特にないと思われる。

以上のことから、利用料金にある程度の差を設けることができる案②の「2倍」を採用すべきだと考える。

委員 稼働率の低い施設については割増によって差を設ける必要はないと感じるが、一方で、関係市民等が利用しやすい仕組みを整える必要はあるため、関係市外の市民の使用料を割増にする必要はあると思う。

委員 割増対象施設について、他団体では、プールにおける個人利用についても、市外の住民には割増料金を設定していた。今回の委員会では個人利用の場合の割増料金の設定については検討しないのか。

事務局 割増対象施設について、個人使用の施設については、利用する個人個人の居住市を確認する必要がある。しかし貸切利用の施設については予約システムに居住市が登録されていることから、逐一確認をする必要がないという取

り扱い上の違いがある。

委員 地元の方が利用しやすい環境を整えることを前提に考えると、案②の「2倍」を採用し、関係市外の住民と使用料金の差を設ける必要があると思う。

この案を採用するにあたり危惧されるのは事務管理が煩雑になることだが、その点については組合と指定管理者で調整していただきたい。

委員 利用料金の差は設けた方がよいと考えており、仮に差を設けたとしても、優先予約等の制度が整備されていることから影響はさほど大きくないと考えている。このことから、割増料金設定については案②の「2倍」とすべきだと思う。

また、割増対象自治体については、負担金を支払っている関係市以外の市とすることは必須であると考えており、そこに隣接している東村山市を加えた4市とするため、案②の「関係市及び東村山市以外の方を割増」を採用すべきだと考える。

最後に割増対象施設については、予約の枠が限られている貸切利用施設を割増しとする案②の「野球場・テニスコート・会議室」とすべきだと考える。

委員 これまでの委員の意見を踏まえ、割増料金設定、割増対象自治体及び割増対象施設において、すべて案②とするのがよいと考える。

委員長 では、割増料金設定については案②「2倍」、割増対象自治体については案②「関係市及び東村山市以外の方を割増」、割増対象施設については案②「野球場・テニスコート・会議室」を採用することによろしいか。

委員一同 <異議なし>

【4. その他】

委員長 その他なければ、第4回柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会を終了する。

以上